

◎新潟県告示第319号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した佐渡弥彦米山国定公園の公園事業（昭和53年10月11日新潟県告示第2212号）の一部を次のとおり変更する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

変 更 後	変 更 前
1 事業の名称 佐潟園地事業	1 事業の名称 佐潟園地事業
2 事業の位置 新潟市西区赤塚	2 事業の位置 新潟市西区赤塚
3 事業の主体 新潟市	3 事業の主体 新潟市赤塚地区自治連絡協議会
4 事業の内容 園地及び展望施設整備 (東屋、ベンチ、野鳥観察舎)	4 事業の内容 手づくりのむら(園地)施設等整備 (ベンチ、ブランコ、スベリ台等)